

議案第76号

墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年11月26日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例

墨田区地域プラザ条例（平成24年墨田区条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1本所地域プラザの項中「和室」の次に「、イベントスペースA、イベントスペースB」を加える。

別表第3 2本所地域プラザの部和室の項の次に次のように加える。

イベントスペースA	2,400円	3,100円	3,100円
イベントスペースB	1,700円	2,200円	2,200円

付 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（提案理由）

本所地域プラザのイベントスペースを有料施設として位置付けるとともに、その利用時間及び利用料金について定める必要がある。